

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯 ※次のいずれかに該当

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/令和4年8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
(令和4年1月以降は、以下も対象)
- ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/令和4年8月までに借り終わる世帯(再貸付を申請中・利用中の場合を除く)

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

■ 申請する月の収入が、①+②の合計額を超えないこと

①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

(熊本県における①+②の合計額の目安:単身世帯 11.1万円、2人世帯 15.5万円、3人世帯 18.3万円、4人世帯 21.8万円、5人世帯 25.2万円)

■ 申請日時点の資産が、上記①の6倍以下(ただし100万円以下)(本県の目安:単身世帯 46.8万円、2人世帯 69万円、3人世帯 84万円、4人世帯以上 100万円以下)

■ 今後の生活の自立に向けて、次のいずれかの活動を行うこと

①公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申し込みをし、次の(イ)～(ハ)の求職活動を誠実かつ熱心に行うこと

(イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること

(ロ) 月2回以上(※注)、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること

(ハ) 原則週1回以上(※注)、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

※注 (ロ)及び(ハ)については、当分の間、それぞれ月1回に緩和します。

2 支給額・支給期間

月額の支給額 (支給期間: 3か月間)

※住居確保給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

申請期限は令和4年8月31日までです。(申請期間延長)

▶お住まいの地域の県福祉事務所・市役所への申請が必要です。
申請方法は、申請窓口へ直接または郵送（消印有効）でご提出ください。申請書類に加え、下記の①～⑥の添付書類が必要です。

※詳しくは、別紙の相談窓口・申請先にご確認ください。

▶申請に必要な書類等は、申請窓口またはホームページ等でご確認ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

申請に必要な書類等

① 本人確認、 世帯構成がわかる書類	世帯員全員の住民票の写し
② 収入がわかる書類	給与明細等の写し
③ 資産がわかる書類	世帯員全員の通帳の写し
④ 求職活動関係書類	申請書に求職番号等を記載 生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し
⑤ 振込先口座がわかる書類	支給口座の通帳の写し
⑥ 再貸付等の終了、不承認、 過去の貸付の状況がわかる書類	再貸付等の借用書や不承認通知の写し、貸付 金が振り込まれていた通帳の写し等

申請者

(1) 申請書類の提出

お住まいの地域の
県福祉事務所・市役所

(2) 指定口座へ振り込み

お問い合わせ

○別紙の相談窓口・申請先をご確認ください。

○厚生労働省コールセンター：0120-46-8030

ホームページ

○熊本県URL

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/101327.html>

○厚生労働省URL

<https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>

注意事項

申告に当たって、偽りの内容その他不正な行為によって支援金を受けたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがありますので、ご注意ください。